

広島女兒殺害控訴審 裁判員制度へ大きな波紋 < 50 >

迅速 一転長期化へ

広島市安芸区で2005年11月、市立矢野西小1年木下あいりちゃん(当時7歳)が殺害された事件で、殺人や強制わいせつ致死罪などに問われたホセマヌエル・トレス・ヤギ被告(36)に対する裁判は、1審判決の破棄差し戻しを命じた9日の広島高裁判決で、長期化する見通しとなった。公判前整理手続きなど裁判員制度に向けた訴訟手続きのあり方などに、今回の控訴審判決は様々な波紋を投げかけている。(竹田直人)

控訴審判決は、捜査段階でのヤギ被告の取調調書について、証拠調べ請求を却下、犯行場所を特定しなかったペルーでの女兒2人に対する性犯罪に関する訴追資料を考慮しなかったなどの点で、1審の訴訟手続きを批判。いずれも、量刑に不可欠な悪質性や犯罪性向などを示す重要な証拠となり得るものだ。

判決終了後、取材に応じたヤギ被告の弁護人は「1審の地裁や検察の不手際を、被告の不利になるようにしか判断していない。差し戻して被告に不利な証拠を採用しなさいと言っているのに等しく、検察官がもう1人いるようなもの」と、控訴審判決を非難し、上告する方針を示した。上告され、最高裁が棄却した場合は、地裁で差し戻し審が始まり、受理された場合は最高裁で審理される。

一方、控訴審判決で、「地裁に公判前整理手続きの延長などを求めなかった」などと批判された検察関係者は「こちらにも厳しい非難があった」としながらも、「判決が言っていることは真っ当」と一定の評価を示した。そして、「犯行場所に関する資料を最初から見直す必要がある」と述べた。検察側は今後、差し戻し審に向けて証拠の再精査を進めるとみられる。

渡辺修・甲南大法科大学院教授(刑事訴訟法)は「1審の『拙速裁判』を強く批判した、適切な判決」と控訴審判決を評価。裁判員制度では裁判員の負担軽減のため、裁判の迅速化が図られるが、「公判前整理手続きで、裁判官が必要な証拠を却下する恐れもある。真相を究明し、厳正な量刑を科すには、慎重な審理が不可欠」とした。

「無期懲役でも受け入れようと思っていた。遺族の苦しみが続くのかと思うと、非情につらい」。あいりちゃんの父、建一さん(41)は、控訴審判決終了後の記者会見で、事件以来の3年間を振り返るように、言葉を絞り出した。ただ、こうも付け加えた。

「(控訴審で)不備があったと指摘された部分を聞けば、やっぱりそうだったのかと思った。(1審で)もうちょっと詰めて、長く審理できていたら、私たちが望んだ真実がわかったかもしれない」。

(2008年12月11日 読売新聞)